



県章

# 滋賀県公報

令和6年(2024年)  
11月26日  
第567号  
火曜日

毎週火・金曜 2回発行

## 目次 (※印は、県例規集に登載するもの)

○ 規 則	
※滋賀県職業能力開発促進法に基づく職業訓練の基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則 (労働雇用政策課)	1
○ 告 示	
道路区域の変更 (道路保全課)	1
○ 公 告	
自然環境保全協定締結の公告 (自然環境保全課)	2
県営土地改良事業工事完了公告 (耕地課)	2
○ 公安委員会規則	
※滋賀県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則 (警務課)	2

## 規 則

滋賀県職業能力開発促進法に基づく職業訓練の基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年11月26日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県規則第59号

### 滋賀県職業能力開発促進法に基づく職業訓練の基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則

滋賀県職業能力開発促進法に基づく職業訓練の基準等を定める条例施行規則(平成25年滋賀県規則第9号)の一部を次のように改正する。

別表第1第二種自動車系の項中 「イ 検査実習」を「イ 検査実習」に、「230時間」を「232時間」に、「ウ 故障原因探究実習」を「イ 検査実習」に、「230時間」を「232時間」に、「1,140時間」を「1,143時間」に改める。

### 付 則

- この規則は、令和7年4月1日から施行する。
- 令和7年3月31日に滋賀県立高等技術専門校第二種自動車系自動車整備科に在籍する者で同年4月1日に引き続き在籍するものに係る普通課程の普通職業訓練の教科および訓練時間については、改正後の別表第1の規定にかかわらず、なお従前の例による。

## 告 示

滋賀県告示第396号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次の道路の区域を変更する。

この関係図面は、令和6年11月26日から令和6年12月10日まで滋賀県土木交通部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和6年11月26日

滋賀県知事 三日月 大 造

道 路 の 区 域

道路の種類	路線名	区間	変更の前後の別	敷地の幅員	延長	備考
国道	307号	甲賀市信楽町長野字川東197番1地先から	変更後	最小 8.2m	3,073.0m	道路改良工事(バイパス)に伴う道路区域の変更 なお現道の供用は従前のとおり (重用) 国道422号 L=1,380.0m
		甲賀市信楽町西字北海道318番1地先まで		最大 105.2m		
		甲賀市信楽町長野字谷ノ垣外1301番1地先から	変更前	最小 8.3m	2,955.0m	
		甲賀市信楽町西字北海道318番1地先まで		最大 33.7m		
		甲賀市信楽町長野字谷ノ垣外1301番1地先から	変更前	最小 8.3m	2,955.0m	
		甲賀市信楽町西字北海道318番1地先まで		最大 33.7m		

## 公 告

## 自然環境保全協定締結の公告

滋賀県自然環境保全条例(昭和48年滋賀県条例第42号)第23条第1項の規定により自然環境保全協定を次のとおり令和6年11月19日に締結したので、同条第2項の規定によりその概要を次のとおり公表する。

この協定書は、滋賀県琵琶湖環境部自然環境保全課に備え置き一般の縦覧に供する。

令和6年11月26日

滋賀県知事 三日月 大造

- 事業者の名称 滋賀県知事 三日月大造
- 事業目的 滋賀県立高等専門学校の設置
- 事業区域 野洲市市三宅字北出川原2042番1、2042番4、2042番6、2043番3、2087番7、2088番5、2089番4、2103番7、2107番8、2107番9、2108番9、2111番7、2111番9、2112番7、2113番6、2114番7、2114番8、2232番1、2232番4、2232番5、2232番7、2232番8、2233番1、2233番5、2233番6、2234番5、2234番6および2236番ならびに字二番川原2115番1、2115番5、2118番6、2118番8、2119番3、2121番6、2121番7、2124番5、2126番3および2242番
- 事業面積 50,877㎡

## 県営土地改良事業工事完了公告

次の地区の県営土地改良事業の工事は、完了した。

令和6年11月26日

滋賀県知事 三日月 大造

地区および事業の名称	工事完了年月日
県営マキノ地区土地改良事業(水利施設等保全高度化事業)	令和5年3月10日

## 公安委員会規則

滋賀県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年11月26日

滋賀県公安委員会委員長 高橋 啓子

滋賀県公安委員会規則第21号

**滋賀県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則**

滋賀県警察の組織に関する規則(昭和35年滋賀県公安委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。  
別表の2交番の表滋賀県甲賀警察署の部甲西駅前交番の項中「平松104番地11」を「平松北一丁目53番地」に改める。

**付 則**

この規則は、令和6年12月2日から施行する。

